地域のつながり・拠点機能の検討
～公民館・文化センターのまちづくり拠点機能について～

令和8年6月26日

草加市総合教育会議

地域づくりに資する関連施策の一体的推進に向けた国の技術的助言

国では、持続可能な活力ある地域社会の実現に向けて、**首長部局・教育委員会という所管をこえて**相互に認識を共有し、**関係施策を一体的に推進**していくことを求めています（行政資源の効率的な活用が職員の業務負担の軽減にもつながるものとしている）。

地域の主体性を活かした地域づくりのための取組は、その目的や対象において相互に高い親和性を有しているものの、**必ずしも十分な連携の下で活用されてきたとは言い難く**、国及び地方公共団体の双方において、**所管の違い等を背景とした縦割り的な取組が行われてきたとの指摘を受けていること**を踏まえ、施策間の連携可能性の検討について、技術的助言を受けています。

埼玉県の新たな生涯学習推進の方向性について（答申）【抜粋】

埼玉県生涯学習審議会：令和5年3月

（３）社会教育施設に求められる役割

ア 公民館等の役割

平成30年中教審答申では、「特に、住民が主体的に地域課題を解決するために必要な学習を推進する役割や、学習の成果を地域課題の解決のための実際の活動につなげていくための役割、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点としての役割、『社会に開かれた教育課程』の実現に向けた学校との連携を強化するとともに、地域学校協働活動の拠点としての役割などを強化することが求められる。」と述べています。

地域住民のニーズを踏まえながら提供するプログラムに関しては、住民が社会参加を図る上で必要となるものについて、十分な機会が提供されるよう、特に配慮が必要となります。

例えば、講座の受講生が、公民館はもとより地域や学校等における様々な機会を捉えて学んだ成果を披露することにより、発表力の向上や更なる学びへの意欲の醸成などの効果が期待できます。また、展覧会等に出展した場合は、第三者からの作品への評価が期待され、それが自信や自己肯定感の高揚につながります。さらに、学んだスキルを活用して新たな学びの場を作り出すなど、学びの循環が生まれることも期待できます。

このように、住民が学んだことを活用して今後の活動に生かす仕組みの構築も必要です。

また、コミュニティセンターや児童館等の施設においても、公民館同様に「地域の公共施設」として、利用者のニーズに応じて取り組むことが望まれます。

■地域づくりに資する関連施策の一体的推進について【地方自治法に基づく技術的助言】
（総務省・文部科学省　令和8年5月28日発出）添付資料

社会教育について

別 添 3

社会教育は、学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者との協働的な活動を通じて人と人相互のつながりや社会とのつながりを形成していくものである。

このように、学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤となるものである。

【参考】（中央教育審議会 社会教育の在り方に関する特別部会（R8.5.25）資料１より抜粋）

社会教育は、（中略）より具体的には、
地域課題の解決を図る活動を通じた地域コミュニティの維持・形成という**「地域づくり」**を目指し、
協働活動等を通じた顔が見えて自分事の範囲が重なる関係の構築である**「つながりづくり」**を実現するため、
楽しさや充足感ある学びや活動を通じた主体性の涵養を通じた**「人づくり」**を行う
教育的意図を有する活動として行われるものである。

社会教育の具体的な活動のイメージ

学校教育を除く組織的な教育活動を広く含み、例えば、公民館における講座やサークル活動、図書館・博物館が行う講座、PTAや子ども会などの社会教育団体の活動、地域住民による地域学校協働活動等が該当するほか、地域住民やNPO等が自主的・組織的に行う幅広い学習活動・地域活動が該当しうる。

（参考）社会教育と生涯学習の関係性イメージ

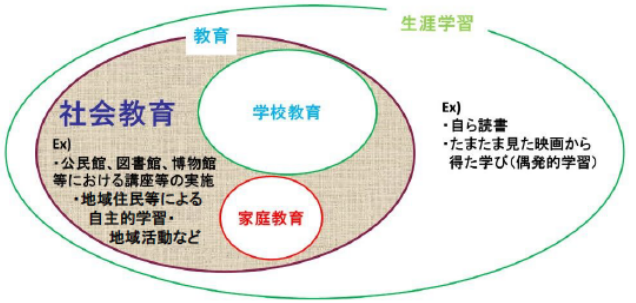

○社会教育法（昭和24年法律第207号）（抄）
第２条　この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

みんなでまちづくり自治基本条例において求められている市の役割

草加市みんなでまちづくり自治基本条例【抜粋】

（人材の育成）

第18条　市は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、学習の機会を提供するとともに、専門家の派遣などの技術的な支援を行い人材を育成します。

2　市民は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、自らまちづくりに関する学習に努め、人材の育成に努めます。

3　市は、パートナーシップによるまちづくりに必要な能力を備えた市職員の育成に努めます。

（組織づくり）

第19条　パートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民は組織を作ることができ、市は必要な組織を作ります。

（基金などの設置）

第20条　市は、市民の主体的なまちづくり活動の支援を目的とする基金と制度を作ります。

（拠点・ネットワークづくり）

第21条　市民、市は、まちづくりの拠点やネットワークづくりに努めます。

（まちづくり支援団体）

第22条　市は、市民の主体的なまちづくり活動を支援するため、まちづくり支援団体を作り、その活動に必要な経費の助成などの財政的な支援や業務の委託をすることができます。

（まちづくりの相談）

第23条　市民は、他の市民と市にまちづくりに関する相談をすることができます。

みんまち条例で示された機能の中で、不足している又は推進すべきもの

(1)　パートナーシップに必要な能力を備えた職員の育成

(2)　まちづくりの拠点やネットワークづくり

(3)　まちづくりに関する相談（窓口）

市内各地に設置されたまちづくりの拠点施設の課題

コミュニティセンター・市民活動センター

地域の居場所や活動場所となっているが、市民活動をはじめとした地域の様々な市民が集う交流拠点としての機能強化が求められる。

公民館・文化センター

コミュニティブロックに1つずつ配置されていない（地域バランス）。

生涯学習・市民活動の場として、又、地域の方々の会合等の場となっているが、地域の方が集う交流拠点としての機能を市民に広く認知する必要がある。

公民館・文化センターの「地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割」の機能性高めるためには

「人」・「地域」・「つながり」のコーディネート機能を「見える化」

⇒　**直営の職員配置施設のメリットを生かすことができないか？**

共創のまちづくりに向けた進め方（たたき台）

今後の人口減少社会を踏まえ、地域住民と行政による持続可能な共創のまちづくりに向けて、公民館・文化センターのコーディネート機能強化に向けた取組について、市長部局と教育委員会で調整を進めていく。

共創のまちづくりに向けた検討事項（案）

1. 公民館・文化センターの職員が有する地域や利用者とのつながり・関係性を、地域づくりに生かします。

2. 公民館・文化センターが有する地域づくりの推進機能を生かし、市民・市民団体や地域団体のまちづくり意識の向上を図ります。

3. 公民館・文化センターと、まちづくりを担うコミュニティ施設（コミュニティセンターや地域交流施設等）とのネットワークの構築を図ります。

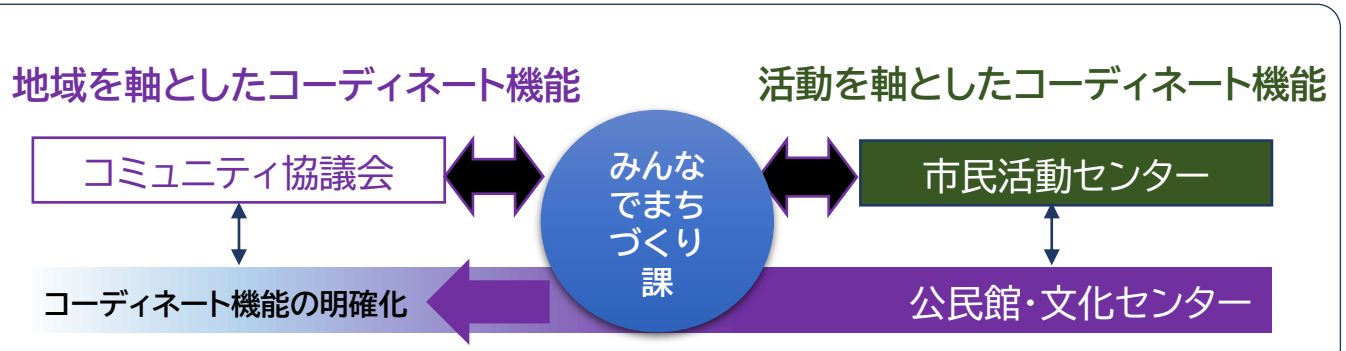

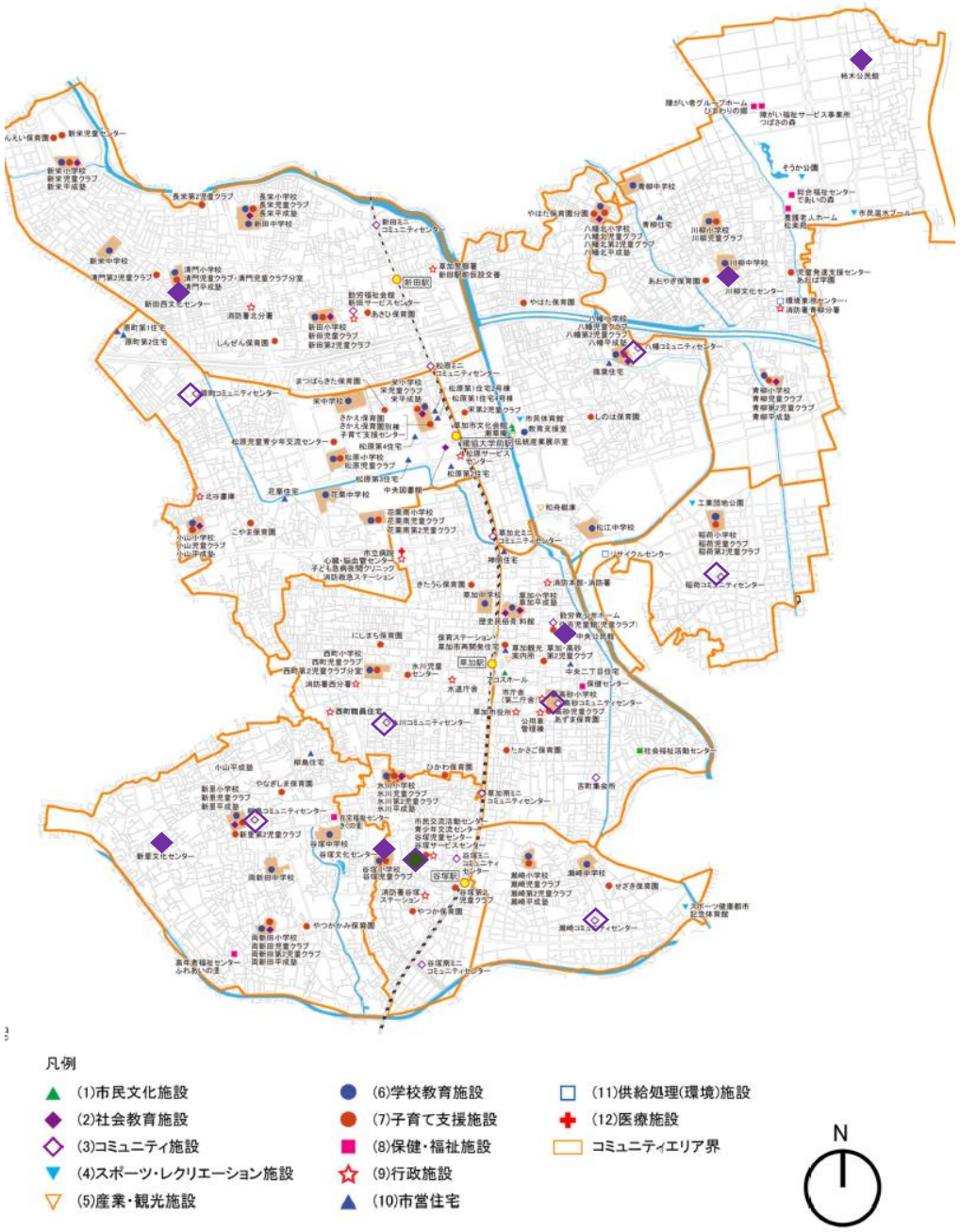

連携イメージ

公民館・文化センター（生涯学習課）と、コミュニティセンター・市民活動センター（みんなでまちづくり課）が情報を共有できるプラットフォームを整えることで、重複しているコーディネート機能を整理・集約するとともに、互いのメリット・デメリットを活用・補完し合える関係性の構築を目指します。

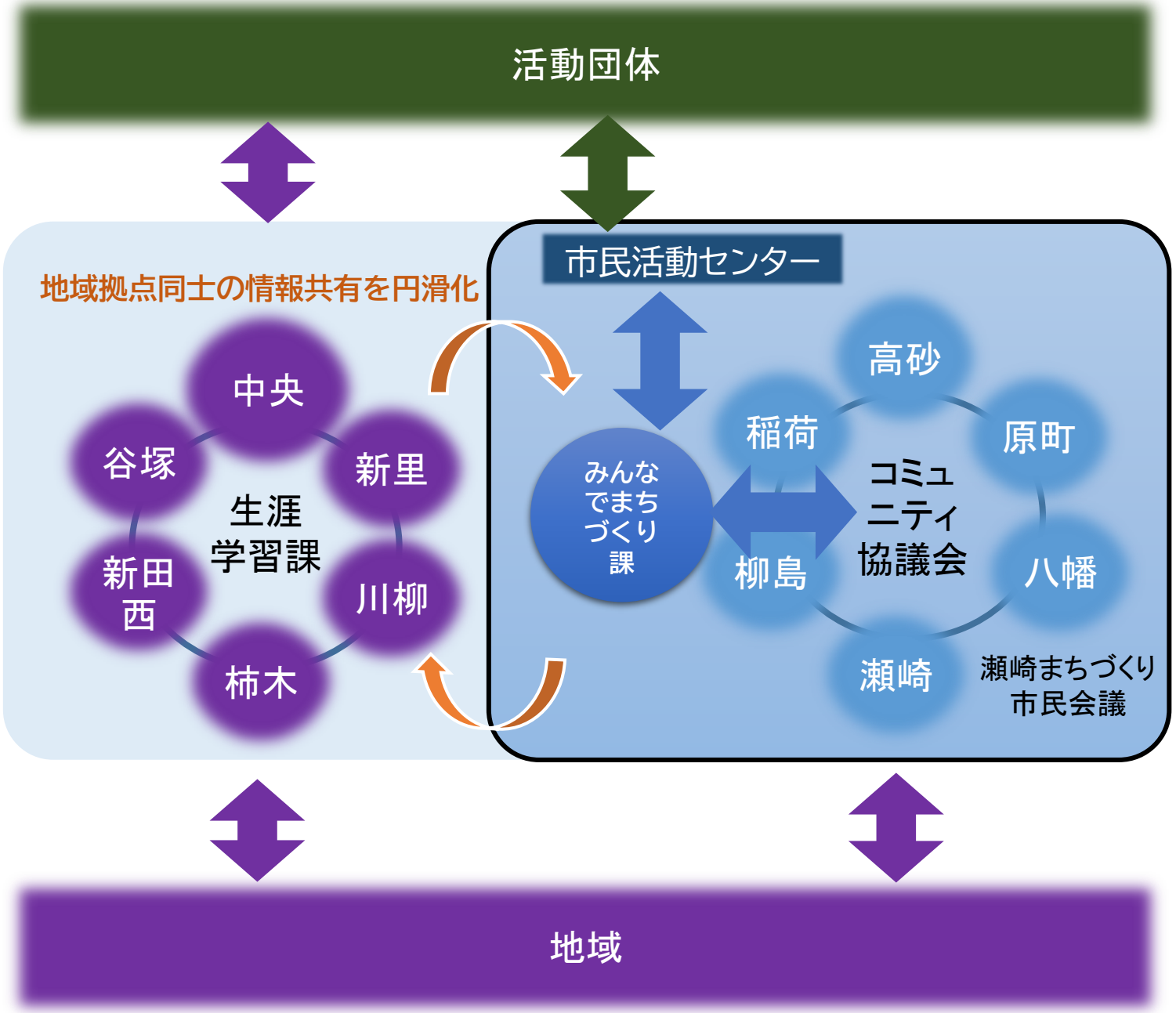

【参考】公民館と地区センターの違い

「公民館」と「地区センター（またはコミュニティセンター）」は、どちらも地域住民が利用する施設ですが、根拠となる法律や主な目的に大きな違いがあります。

一言でいうと、公民館は「学び（教育）」、地区センターは「交流・利便（福祉・生活）」に重点を置いています。

【公民館の特徴】
「学び」の拠点: 講座やサークル活動などを通じて、住民の知識や教養を深めることを目的としています。
中立性の維持: 教育的な施設であるため、特定の政党を支持する活動や、特定の宗教の布教活動、営利目的（物販など）での利用は法律で厳しく制限されています。
職員の配置: 社会教育の専門家である「主事」などが配置され、学習活動の支援を行います。

【地区センター（コミュニティセンター）の特徴】
「交流」の拠点: 住民同士の親睦や、自治会活動、ボランティア活動など、より幅広い地域コミュニティの形成を目的としています。
行政サービス: 自治体によっては、住民票の発行などの「支所・窓口業務」を兼ねているケースが多く見られます（富山市の地区センター紹介など）。
柔軟な運用: 公民館に比べると、地域の農産物即売会や、営利を伴う福祉サービス（有償の買い物支援等）などにも利用できるなど、運用の幅が広いのが特徴です。

【近年の傾向】
最近では、時代の変化に合わせて「公民館」を「地区センター」や「地域交流センター」へと名称変更し、機能を統合する自治体も増えています。

坂戸市: 令和6年より公民館を地域交流センターへ移行
藤沢市: 2025年4月より公民館と市民センターを一体化

どちらの施設も、実際には「サークル活動の場」として同じように使われていることが多いですが、「行政窓口があるか」や「学習プログラムが充実しているか」といった点で見分けることができます。

■ 公民館と地区センターの違い（一般的な違い）

項目	公民館・ 文化センター	地区センター（コミセン）
根拠法	社会教育法	地方自治法
主な目的	教養の向上、学習活動（社会教育）	住民の交流、地域活動、福祉、窓口業務
管理	教育委員会	市長部局
利用制限	営利・政治・宗教活動に制限がある（社会教育法※1上の制限）	公民館より制約が緩やかな場合が多い
メリット	・生涯学習に配慮した料金設定（利用料が安い） ・専門職員（社会教育主事）が活動を支援 ・生涯学習の講座が充実している ・静かで落ち着いた環境が多い	・利用の幅※2が広い（営利活動等も可） ・地域の交流イベントが活発になる ・町会等の地域活動の場に利用できる
デメリット	・営利・政治・宗教活動が禁止 ・窓口業務（証明書発行）が原則ない ・活動内容が「学習」に限られる ・生涯学習団体が優先して利用できる	・利用料が高くなる場合がある ・多目的すぎて騒がしくなるときがある ・生涯学習の専門職員がいない ・町会活動等の「義務的」な利用が増加

※1 社会教育法第 23 条第 1 項の制限
第 23 条 公民館は次の行為を行ってはならない。
1 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

※2 想定される活動
1. 住民交流・親睦イベント（地域のお祭り・バザー、こども食堂、季節行事（ もちつき、クリスマス、夏祭り）
2. 行政サービス・生活支援（証明書発行・期日前投票所・移動販売・朝市）
3. 地域課題の解決・防災活動（防災訓練・避難所運営会議・防犯パトロール拠点・福祉相談）
4. 営利活動（ワークショップ（販売あり）・民間企業利用（保険相談会やリフォーム相談会）・有料の学習塾・教室
5. 自治活動の拠点（町会の会議: 定例会や総会会場。
6. サークル活動: ダンス、ヨガ、カラオケなど、音が出る活動（防音設備を生かした利用）

【参考】草加市における公民館とコミュニティセンターの違い

項目	公民館・ 文化センター	コミセン	市民活動センター
根拠法	社会教育法	地方自治法	地方自治法
目的(設管条例に規定)	**社会教育法第20条** 実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することの目的を達成する	**設置及び管理条例** 市民活動の推進と協働の環境の向上を図る	**設置及び管理条例** 市民のふるさと意識の創造を目指し、市民の福祉の増進及び文化の向上を図る
管理	教育委員会	市長部局	
施設管理	直営	指定管理(コミュニティ協議会)	直営
利用制限	営利・政治・宗教活動に制限がある (社会教育法※上の制限)	営利・政治・宗教活動に制限がある (条例※上の制限)	営利・政治・宗教活動に制限がある (条例※上の制限)
審議会等	公民館運営審議会 (社会教育法の規定:館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施を調査・審議)	-	-
住民交流・親睦イベント	△ 会館まつりを開催 ※ 柿木町会盆踊りは柿木公民館を会場に開催	△ コミセンまつりを開催	△ 市民交流フェスティバルを開催
行政サービス	○ 住民票発行窓口(新里・新田西・川文・柿木) ○ 図書室機能(全館)	×	×
町会等(まちづくり組織)会合	△ 優先利用なし(減免なし)	△ 優先利用なし(減免はなし)	△ まちづくり登録員は優先利用あり？
防災活動拠点	× 第一避難所(小・中学校)が避難所運営委員会の拠点	× 第一避難所(小・中学校)が避難所運営委員会の拠点	× 第一避難所(小・中学校)が避難所運営委員会の拠点
防犯活動拠点	× 町会・自治会単位での活動が多いため	× 町会・自治会単位での活動が多いため	× 町会・自治会単位での活動が多いため
民間企業利用(営利目的)	× 法律の規定により不可	× 条例の規定により不可	× 条例の規定により不可